

小値賀町議会基本条例（案）に対する 意見募集をします（パブリックコメント）

条例制定の趣旨

地方分権が進む中、今、地方自治体に求められることは、自らの責任において自治体のすべてを決定し、実行していく姿勢です。

町民から選挙で選ばれ、執行の代表という首長も議決の代表という議会も、ともに町政に責任を持ち、それぞれの役割を十分に果たしていかなければ、その自治体の発展はありえません。その意味でも、地方自治の一翼を担う議会としての役割は、各段に大きくなり、重要になってきました。

議会の役割を果たすために、町政への町民の積極的な参加を図り、課題の研究や意見の集約、そして、政策の立案や提言などを積極的に行い、決定に至る討議や監視能力を高めていく必要があります。

このような認識のもと、この度、小値賀町議会は「能動的に行動する議会」「町民と共に歩む議会」「政策を提案する議会」の3つの柱を中心に、議会のあり方や活動に関する基本を小値賀町議会基本条例として定めることにしました。

つきましては、小値賀町議会基本条例（案）について、町民の皆様のご意見を募集したいと思います。お寄せいただいたご意見等を条例制定にあたっての参考にさせていただきます。収集された個人情報、本来の目的以外に使用されることはなく、第三者に開示されることはありません。

意見募集期間

平成28年2月9日（火）～平成28年2月29日（月） 午後5時まで（必着）

※郵送の場合は、当日消印有効

意見の提出方法および提出先

別紙「意見提出用紙」、または氏名、住所を明記した任意様式により、郵送、FAX、電子メール、または直接ご持参にてご意見等をお寄せください。

縦覧場所の役場玄関及び図書館に設置する意見箱へご投函も可能とします。

※電話又は口頭による意見、匿名による意見の受付はいたしませんので、ご了承ください。

- 郵 送：〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1
小値賀町議会事務局 宛
- 電子メール：gikai1@town.ojika.lg.jp
- F A X：0959-56-2796 （議会事務局直通）
- 持 参：小値賀町役場 3階 議会事務局へご持参
小値賀町役場 玄関（住民課戸籍係前）意見箱へ投函
小値賀町立図書館内 意見箱へ投函

添付資料および意見提出用紙

- 小値賀町議会基本条例（案）【解説付き】の全文は、こちらをクリックしてください。⇒[小値賀町議会基本条例（案）【解説付き】PDF](#)
- 意見提出用紙は、こちらをクリックしてください。⇒[意見提出用紙 PDF](#)

公表資料の縦覧場所及び入手場所

「小値賀町議会基本条例（案）【解説付き】」および「意見提出用紙」は、下記の場所でも縦覧・入手できます。

- 小値賀町役場 玄関（住民課戸籍係前）
- 小値賀町立図書館
- 議会事務局（役場3階）

ご意見の取り扱い

- お寄せいただいたご意見は、「小値賀町議会基本条例」制定にあたっての参考とさせていただきます。
- 個々のご意見に対して個別の回答はいたしませんので、ご了承願います。
- ご意見の概要やご意見に対する町議会の考え方は、住所、氏名等の個人情報を除いて、町議会ホームページで後日公表する予定です。
- 提出された記載内容は、今回の意見募集以外の用途に使用することはありません。

【お問い合わせ先】 小値賀町議会事務局

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1

《電話》 0959-56-3111（代表） 《FAX》 0959-56-2796（直通）

《E-Mail》 gikai1@town.ojika.lg.jp